東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第19条　短期留学プログラムに関する事務は、学務課国際交流室において処理する。	本則 （事務） 第19条　短期留学プログラムに関する事務は、学務部学務課国際交流室において処理する。	

附　則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。